

会社法第 791 条第 1 項第 1 号および
会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

2021 年 4 月 1 日

タキロンシーアイプラス株式会社

タキロンシーアイ株式会社

2021 年 4 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および同法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく書面)

東京都港区港南二丁目 15 番 1 号
タキロンシーアイプラス株式会社
代表取締役 森 裕也

大阪市北区梅田三丁目 1 番 3 号
タキロンシーアイ株式会社
代表取締役 齋藤 一也

タキロンシーアイプラス株式会社（本日付けで「タキロン KC ホームインプルースメント株式会社」から商号変更、以下「タキロンシーアイプラス」といいます。）とタキロンシーアイ株式会社（以下「タキロンシーアイ」といいます。）は、2021 年 2 月 5 日付けで締結した吸収分割契約（以下「吸収分割契約」といいます。）に基づき、同年 4 月 1 日を効力発生日として、タキロンシーアイの住設建材事業部建材分野にかかる採光建材及び住宅資材販売事業（大口ユーザー向けを除き、以下、「対象事業」といいます。）に関する権利義務をタキロンシーアイプラスに吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により承継させました。本吸収分割に関して会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号、並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2021 年 4 月 1 日
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 株主による吸収分割差止請求手続の経過（会社法第 784 条の 2）
本吸収分割はタキロンシーアイにとって簡易分割（会社法第 784 条第 2 項）に該当しますので、会社法第 784 条の 2 の規定による本吸収分割の差止請求は認められておりません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 785 条）
本吸収分割はタキロンシーアイにとって簡易分割（会社法第 784 条第 2 項）に該当しますので、反対株主の株式買取請求権は認められていないことから、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第 787 条）

タキロンシーアイは新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議申述手続の経過（会社法第 789 条）

タキロンシーアイは、本吸収分割により、タキロンシーアイプラスに債務を承継させていないため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主による吸収分割差止請求手続の経過（会社法第 796 条の 2）

本吸収分割はタキロンシーアイプラスにとって簡易分割(会社法第 796 条第 2 項)に該当しますので、会社法第 796 条の 2 の規定による本吸収分割の差止請求は認められておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

本吸収分割はタキロンシーアイプラスにとって簡易分割(会社法第 796 条第 2 項)に該当しますので、反対株主の株式買取請求権は認められていないことから、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議申述手続の経過（会社法第 799 条）

タキロンシーアイプラスは、本吸収分割により、タキロンシーアイから債務を承継していないため、会社法第 799 条の規定に基づく債権者異議申述の手続は行っておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

タキロンシーアイプラスは、本吸収分割の効力発生日をもって、タキロンシーアイが対象事業に関して有する権利義務の一部を、本事後開示書面別添「承継権利義務明細」のとおり承継いたしました。なお、本吸収分割に伴いタキロンシーアイプラスが承継した資産額は 0 円、承継した負債額は 0 円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 4 月 1 日

6. その他重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上

別添

承継権利義務明細表

本吸収分割により甲が乙から承継する、対象事業に関する、資産、負債、契約上の地位その他の権利義務は、以下のとおりとする。

【資産】

甲は、乙から、本吸収分割により、対象事業に関する資産を承継しない、但し、対象事業に関して乙が有する、不正競争防止法に基づく保護の対象となる商品等表示、商品形態又は営業秘密、ノウハウ、並びに外国法に基づく権利であってこれらに相当するものを承継する。

【負債】

甲は、乙から、本吸収分割により、負債を承継しない。

【雇用契約】

甲は、乙から、本吸収分割により、本効力発生日において対象事業に従事する乙の従業員との間の雇用契約上の地位及びその契約に基づき発生する権利義務を承継しない。

【契約上の地位】

甲は、乙から、本吸収分割により、上記の雇用契約を除く、本効力発生日における対象事業に属する契約における、契約上の地位及びこの契約に基づく権利義務を承継する。但し、承継する契約に基づき本効力発生日までに生じた債権及び債務は承継の対象外とし、本効力発生日後も乙が当該権利を行使し又は当該義務を履行する。

【対象許認可】

甲は、乙から、本吸収分割により、乙が本効力発生日において対象事業に関連して保有している一切の許可、認可、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なものを承継する。

以上